

## 令和6年度障がい者雇用機会拡大推進事業業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、県が実施する令和6年度障がい者雇用機会拡大推進事業業務委託（以下「本業務」という。）に係る委託事業者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の目的

障がい者雇用に取り組む企業や、雇用されている障がい者の様子を撮影した動画を作成し、県内の特別支援学校の生徒や県内企業の採用担当者等に視聴してもらうことで、雇う側・雇われる側の双方に障がい者の雇用や就職について身近に感じていただき、障がい者の雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

### 2 業務の名称

令和6年度障がい者雇用機会拡大推進事業

### 3 業務の内容

令和6年度障がい者雇用機会拡大推進事業業務委託仕様書のとおり

### 4 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月19日（水）まで

### 5 委託料の上限額

契約上限額 2,059,420円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※事業実施に必要な全ての経費を含む。

※委託料の支払は、業務完了後の精算払とする。

### 6 委託先の選定方法

企画提案書、見積書等の書類審査による企画提案競技方式とする。

### 7 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (3) 法令違反等による処分が継続していない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。
- (5) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店

若しくは営業所を代表する者をいう。)又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の關係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な關係を有する者がいないこと。

- (6) 県税に未納がない者。
- (7) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

## 8 企画提案競技実施の告知方法

県庁ホームページにより告知する。なお、事前説明会は開催しない。

## 9 スケジュール(予定)

- |                |                |
|----------------|----------------|
| (1) 企画提案競技実施公告 | 令和6年8月23日(金)   |
| (2) 申込書提出期限    | 令和6年9月4日(水)    |
| (3) 質問書受付期限    | 令和6年9月6日(金)    |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和6年9月12日(木)   |
| (5) 審査結果通知     | 令和6年9月20日(金)まで |

## 10 企画提案競技の方法

### (1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

#### ア 提出先

本要領15を参照

#### イ 提出期限

**令和6年9月4日(水)17時(必着)**

#### ウ 提出方法

電子メール又はFAX(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

#### エ 提出書類

企画提案競技参加申込書(様式第1号)

#### オ その他

- ① 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第2号)を電子メール又はFAX(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)により提出すること。また、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

- ② 電子メールで送付するデータの形式は、PDFとする。

### (2) 質問及び回答

#### ア 質問の提出方法

本事業に関し質問がある場合は、質問書(様式第3号)を提出すること。

- ① 提出方法は、本要領15の問合せ先へ電子メール又はFAXにて行うこと。
- ② 件名は、「令和6年度障がい者雇用機会拡大推進事業に係る質問」とする。

イ 受付期限

令和6年9月6日（金）17時（必着）

ウ 回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

下記①から⑤を1セットとし、正本1部、副本4部を郵送又は持参すること。  
なお、提出する企画案は、1案のみとする。

① 企画提案協議申請書（様式第4号）

② 企画提案書（A4判で作成すること）

- ・事業実施方針
- ・企画内容
- ・人員配置等委託業務実施体制
- ・業務スケジュール
- ・類似業務受注実績

③ 見積書（様式任意）

- ・宛名は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ・見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、積算明細及び合計金額を明記すること。

④ 誓約書（様式第5号）

⑤ 会社概要（既存のもので可）

イ 提出期限

令和6年9月12日（木）17時まで（必着）

ウ 提出場所

本要領15を参照

## 11 選定方法

令和6年度障がい者雇用機会拡大推進事業企画提案競技審査基準表に基づき、提出された企画提案書等を評価し、選定するものとする。

## 12 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

## 13 契約の締結等

- (1) 上記の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託契約に関して必要な協議を行うものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約手続きを行う。
- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがない時は、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

#### 14 その他

- (1) 提出された資料は、返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、企画提案競技参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画書は、協議の上、変更する場合がある。

#### 15 書類提出及び問合せ先

宮崎県福祉保健部障がい福祉課（担当 諸橋、松田）

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

電 話 0985-26-7068 F A X 0985-26-7340

メール shogaifukushi@pref.miyazaki.lg.jp